千葉 Crime Victim Support
千葉CVSニューズレター
千葉県公安委員会指定　犯罪被害者等早期援助団体
公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター　2022年3月　第35号

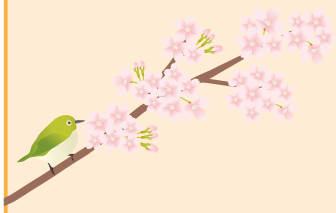

ご　挨　拶

千葉県警察本部警務部
警務課犯罪被害者支援室長
鈴木　英朗

新春の候　皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

私は、千葉県警察本部警務部警務課犯罪被害者支援室長の鈴木と申します。

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター（以下「センター」という。）及び犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の皆様には、日頃から県警における各種犯罪被害者等支援活動に御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和３年４月、千葉県において念願の「千葉県犯罪被害者等支援条例」が施行され、令和４年４月からは、その具体的な支援計画として策定された「千葉県犯罪被害者等支援基本計画」が運用される予定です。この計画により、新たな取組として見舞金の支給や無料法律相談が始まります。センターの業務についても、支援コーディネーターの増員がなされるなど、支援施策の着実な前進を実感しているところです。

県警においては、令和３年度から令和７年度までの５年間における中長期的な支援計画として「千葉県警察犯罪被害者支援基本計画」を策定し、これまで以上にセンターを始めとする関係機関・団体との連携強化を図ることとしたことから、令和４年度は、新たにセンターの直接的支援活動について予算を確保したところであります。

このほか、昨年６月に発生しました八街市における小学児童５名が死傷した事故においては、事故発生当初からセンター等と連携、協力するなど、犯罪被害者等の要望に応じた各種犯罪被害者等支援活動を行ってきたところであります。

県警では、今後も必要な財政上の措置や人材育成等の連携、協力を通じて、充実した犯罪被害者等支援活動を進めてまいります。

終わりに、私事ではありますが、令和４年３月の人事異動により当室を離れることとなり、後任には出井室長が着任することとなりましたが、センターなどを始めとする関係機関・団体の皆様と連携を図りながら、犯罪被害者等支援の充実・強化に取り組んでまいりますので、引き続き県警が行う犯罪被害者等支援活動への御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

千葉県警察本部犯罪被害者支援室の皆さん

目　次

「千葉県民のつどい」…… p2～4
令和3年文化の日千葉県功労者表彰を受賞… p5
千葉県警察警務部長感謝状を受賞 …… p5
犯罪被害者支援功労者表彰（栄誉章）を受賞… p5
支援員養成講座初級編の開催 …… p5
生命のメッセージ展 …… p6
大学生によるインターシップ …… p6
警察署犯罪被害者支援連絡協議会に参加… p6
相談員の声…… p7
キャンペーン …… p7
お願い・編集後記…… p8

令和3年度犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」
見守り　寄り添い　支えあう
千葉の犯罪被害者支援

令和３年度犯罪被害者週間「千葉県民のつどい」につきましては、新型コロナウイルス感染拡大が終息しないため、昨年度に続きテレビ放映としました。

今回は、平成23年６月に発生した強盗殺人事件被害者のお父様で、岩手県在住の菊池憲光さんと、当時、菊池さん御家族を支えた、当センター理事の合間利弁護士がインタビューに答えました。紙面では番組の概要をお伝えしたいと思います。

事件について

平成23年６月11日、木更津市の林道で、当時大学２年生の菊池果奈さんが遺体で発見されました。岩手県出身の果奈さんは大学に通うため千葉のアパートに住んでいましたが、見ず知らずの男に押し入られ、キャッシュカードなどを奪われたうえ殺害されてしまったのです。

駒井アナ

今回は犯罪被害者の遺族、菊池憲光さんと合間利弁護士にお話を伺います。

菊池さんは岩手にお住まいと伺いました。事件を知って初めて千葉に向かうときどういったお気持ちでしたか。

菊池　千葉県警の方から「確認に来れますか」と連絡があり、朝一番の新幹線で千葉に向かいました。色々なことが頭の中を駆け巡りました。

菊池憲光さん

99％娘だとは思っていたのですが、残り１％は娘でなければ良いなということをずっと思って、今考えれば泣いていたのだと思います。

アナ　警察で娘さんと対面されたときどういった思いでしたか。

菊池　言葉になりませんでした。娘の頭をそっと撫で「早くうちに帰ろう」って話しかけていました。それと同時に「なんでうちの娘がこんな目に遭わなければいけないのか」という怒りがこみ上げてきました。

その翌日、近所に住む当時24歳の男が逮捕されました。男は、「車で木更津には行ったが、事件には関わっていない」と容疑を否認していました。

アナ　事件の後、何か生活で一変されたことはありますか。

菊池　毎日悲しみと苦しみと後悔のどん底にいました。家族みんなが無口になり、一人ひとりが悲しみをこらえながら、平常心を保つ、そこが一番辛かったです。

事件から10年が経ちますが、娘のいない生活に慣れていく自分がいます。そんな自分が嫌で毎日自分を責め続けています。

アナ　事件のために何度も千葉まで足を運ばれたと思いますが、この土地勘のない千葉でどなたが支えてくださったのでしょうか。

菊池　千葉県警の方が事ある毎に送迎してくれました。また、現場にも連れて行ってもらいました。その現場は普段ゴミなどが不法投棄されるような林道でしたが、警察の方がきれいにしてくれていました。また、検察庁では千葉犯罪被害者支援センターの２名の女性が玄関で待っていてくれました。つかず離れず色々なサポートをしていただきました。

アナ　続いて、菊池さんを支えていただいた千葉犯罪被害者支援センターの理事、合間利弁護士にもお話を伺ってまいります。まずは、菊池さんを担当することになった経緯から教えてください。

合間　事件があった年の11月くらいだと思いますが、千葉犯罪被害者支援センターから、菊池さんご夫婦の支援をする弁護士が必要で、私に声が掛かりもう一人の弁護士と一緒に菊池さんにお会いしました。

合間 利弁護士

平成25年２月、いよいよ裁判の開始、開始までに１年半かかりました。裁判は裁判員裁判によるもので、菊池さんは被害者参加制度を希望し裁判に参加しました。

アナ　菊池さんはなぜ裁判に参加されようと思ったのでしょうか。

菊池　娘がなぜこのような悲惨な事件に巻き込まれたのか、また加害者が何を考え、どのようなことを口にするのか、自分自身の耳で聞いて、そして娘の計り知れない無念な思いを娘に代わって加害者にぶつけたいと思いました。そして加害者がしたことが、どれほどの人を傷付け、悲しませ、平穏な日々を奪ったのかを訴えたかったからです。

アナ　合間弁護士は菊池さんを支えるうえでどういったことを配慮されたのでしょうか。

合間　裁判が始まるまでには、長い時間がかかりますので、現在何が行われているのかということが分からなくならないように、そして自分は裁判に関係ないと思われないように、できるだけ今何が起こっているかという情報を菊池さんに伝えることに努めていました。また、裁判では分からない言葉も多いですし、裁判以外の余計なストレスをできるだけなくすように努めていました。

アナ　菊池さんは裁判の中でここが一番たいへんだったというところはありますか。

菊池　親として娘にしてあげられる数少ないことが裁判に参加して、皆様に思いを訴えることでした。たくさんの方に支えられながらの裁判でしたので、何一つたいへんなことはありませんでした。ただ唯一、裁判中の被告人のあまりにもひどい嘘と作り話は苦痛以外の何ものでもありませんでした。

裁判中、被告は「知人の男がやった、自分は一切やっていない」などと第三者の存在を主張し、容疑を否認し続けていました。

アナ　合間弁護士は、裁判の中でどういったことに注力されたのでしょうか。

合間　菊池さんの話にあったように、裁判で自分の言葉を伝えたいと言う思いがあったと思います。

その制度として心情に関する意見陳述制度というものがあります。自分の言葉で裁判に気持ちを伝えるということなのですが、それはご自身の言葉で伝えていただきたい、被害者の方でその人にしかない言葉というのが必ずあるので、そういった言葉をできるだけ拾い上げて、その言葉ができるだけ裁判所に伝わるように、そういったことを気を付けて何回も菊池さんと打合せをしながら準備をしました。

アナ　その意見陳述で菊池さんはしっかりと伝えたいことを伝えられましたか。

菊池　被告人を目の前にして感情が高ぶってとても大変でしたが、「娘は何一つ悪いことはしていない」とそのことだけを知ってほしいと思いました。裁判長、裁判員の皆様には伝わったのではないかと思います。

平成25年３月、千葉地方裁判所は求刑どおり無期懲役の判決を言い渡しました。被告側は控訴、また上告しましたが、平成27年３月26日、上告は棄却され、刑が確定しました。事件から３年９か月後のことでした。

アナ　合間弁護士は弁護士の立場からどういった支援が必要だとお考えでしょうか。

合間　私は幸い菊池さんを支援することができましたが、まず被害者が相談できる窓口がどこにあるのかが知られていないというところがあると思うので、警察だけでなくて、色々なところに相談できて、その後支援に結びつく、そういったものがたくさんできると良いなと思っています。弁護士として支援するという点からは、弁護士の知識であったりとかが役に立つと思っています。一般に弁護士というと加害者側の弁護士というイメージや、費用がかかるというイメージがあって、ハードルが高くなっていると思うので、ハードルが低くなって被害者に弁護士の支援が届くと良いなと思っていますし、弁護士としてもそういったハードルが低くなるように努力していきたいと思っています。

アナ　菊池さんはこの事件を通して様々な方からの支援を受けられたと思いますが、やはり支援は大切だとお感じでしょうか。

菊池　支援は本当に大切だと思いました。私たち家族も色々な支援をしていただき本当に助かりました。このような事件に遭わなければ、被害者参加制度ということを知っていてもどのようなものかは知らなかったと思います。千葉犯罪被害者支援センターや弁護士の方々の力添えもあり私たちはその制度を利用させていただきました。この制度に参加していなければ、自分の気持ちを声に出すこともなく、深く心に仕舞い込んでいたかもしれません。とても辛かったのですが、皆様に支えられて思いを伝えられたことは非常に良かったと思います。支えていただいた多くの皆様に感謝しています。

番組では、「令和元年度『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール」で最優秀賞である「国務大臣・国家公安委員会委員長賞」を受賞した、千葉県立千葉女子高等学校３年の宮澤結友さんが同作文を朗読し、エンディングは同校のマンドリンギター部がスピッツの「チェリー」を演奏し終了となりました。

宮澤さん、マンドリンギター部の皆さん、ありがとうございました。

千葉県立千葉女子高等学校　宮澤結友さん

千葉県立千葉女子高等学校マンドリンギター部の皆さん

髙橋副理事長「文化の日千葉県功労者表彰」を受賞

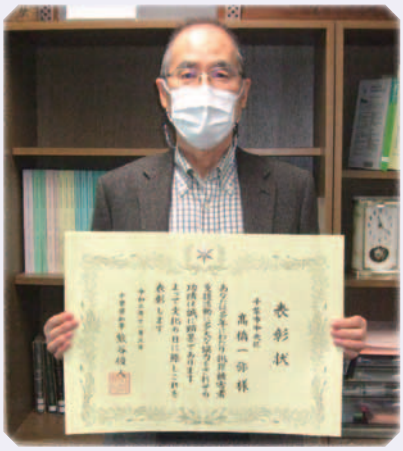

令和３年11月３日、当センターの髙橋一弥副理事長が「文化の日千葉県功労者表彰」を受賞しました。

「文化の日千葉県功労者表彰」は、文化の日にあたり、各方面で顕著な功績を挙げ、千葉県の発展に多大な貢献をされた方々を表彰するもので、髙橋副理事長は当センターの開設時から役員としてセンターの運営に当たり、被害者の支援に尽力した功労が認められての受賞でした。

おめでとうございました。

県警警務部長感謝状を受賞

県警と連携して重要犯罪の被害者支援を行い、被害者の立ち直り及び支援を通じて事件解決に寄与した相談員５名に対して、令和３年11月12日、千葉県警察本部金澤警務部長から感謝状が授与されました。

当然の支援をしたまでと思いつつ、評価していただいたことは励みになり、大変うれしく思います。

授与式後の懇談会で金澤警務部長は、支援についての苦労談を熱心に質問されるとともに、犯罪被害者支援に対する熱い思いを語られました。

本当にありがとうございました。

犯罪被害者支援功労者表彰（栄誉章）を受賞

全国被害者支援ネットワークが行う表彰で、令和３年度「犯罪被害者支援功労者表彰（栄誉章）」を柳沢朋子相談員が受賞しました。

柳沢相談員は、平成20年から当センターに勤務して多くの支援に携わり、関係者から高い評価をいただいています。

受賞を機にさらに頑張っていきましょう。おめでとうございました。

犯罪被害者支援員養成講座初級編を開催

令和３年８月24日から９月28日までの毎週火曜日に、５回に分けて犯罪被害者支援員養成講座初級編を開催しました。

入門編を修了した方の中から12名が受講され、法律や制度等支援活動に必要な知識を深めました。

講座を受講するだけではなく、個人的に被害者支援を勉強されている方も多くおられました。昨年４月に千葉県犯罪被害者等支援条例が施行され、県民の皆さまの犯罪被害者支援に対する意識が高まったと感じられました。

「生命（いのち）のメッセージ展」を開催

犯罪被害者週間中の令和３年11月16日から11月18日までの３日間、千葉県庁中庁舎において「生命（いのち）のメッセージ展」を開催しました。

新型コロナウイルスの第６波到来が懸念される中でしたので、感染防止対策を徹底して多くの方に来場していただきました。

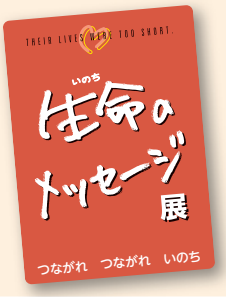

大学生によるインターンシップ

令和３年12月10日、県内の大学に通う４年生の男子大学生がインターンシップのため当センターを訪問しました。

今春、千葉県警察官に採用されることが決まっており、「警察官の仕事は犯罪被害者とは切っても切れないと思うので、支援に当たっている現場を見ておきたいと思いました。」と来訪の動機を語りました。

また、12月22日には法曹を目指して法律学科に通う女子大学生が来訪しました。「刑法や刑事訴訟法を学んでいく中で、加害者側の視点には多く立つ一方で、被害者側の視点が欠けているのではないかと感じ、被害者支援の活動に興味を持ちました。」とのことでした。

お二人とも被害者支援に対する熱意が感じられ素晴らしいと思いました。初心を忘れず頑張って下さいね。支援の輪がもっと広がることを願っています。

警察署犯罪被害者支援連絡協議会に参加

当センターの犯罪被害者支援コーデネーターが、警察署が開催する犯罪被害者支援連絡協議会に参加しました。

令和３年11月24日に勝浦警察署の協議会に、12月３日には館山警察署の協議会に招かれ講演を行いました。

犯罪被害者支援コーデネーターは、当センターが取り扱う個別案件に対する調整を行うだけではなく、県下全体の機関・団体間の被害者支援施策に関するコーディネートを行います。

お声掛けをしていただければ、犯罪被害者支援連絡協議会だけではなく、各自治体や団体、企業が行う研修などにも参加します。お気軽にお声掛けください。

勝浦警察署犯罪被害者支援連絡協議会

相談員の声　～支援員になって～

千葉犯罪被害者支援センターの支援業務に携わるようになって、気が付けば早くも２年が経過しました。

コロナの状況下、直接的支援ではサブの支援員は付き添うことが出来ず、先輩方から支援内容を聞き、わからないことは一つひとつ教えていただきながら、想像の中での支援への携わりしかできない日々が続いていました。

最近、ようやく実際の支援の現場に付き添うことができるようになりました。今までの自身の平穏な生活の中で、何の知識すらなかった公判の進み方を実際に体験し、その緊張の中で被害者の気持ちを考えることも多くなりました。どんな言葉がけをしたら、被害者の方の心が穏やかになるだろうか・・そんなことを考えます。

緊張の毎日ですが、先日、初めて被害者の方とお会いするインテーク面接にも立ち会うことができました。初めて就職したときの採用面接の時のように、ドキドキしてとても緊張しました。被害者の方が、何を求められているのかはもとより、どんな人間性の方なのか、人との距離をどのようにとる方なのか・・被害者の方が発する一言、一言から、これからの長い支援のための情報となるものを探すことも、とても重要なことだと感じました。

そしてまた、被害者の方も同じように思っているのかもしれないと考えました。インテークの場は被害者の方にとっても、どんな支援をしてくれるのだろうかと考えるとともに、支援する側がどんな人間なのかを、その会話の中から観察している・・とも思うのです。

被害に遭われた方は、とても敏感であると思います。支援側が発する何気ない一言に傷つくこともあるだろうと思うと同時に、支援する側のうわべだけの言葉・気持ちが入っていない口先だけのもの・・・そんなことも敏感に、すぐさま見抜く感覚も持っているように感じます。

突然被害に遭うということは、とても不安であり、辛く行き場のない気持ちを持て余して、支援センターにいらっしゃる・・そんなことを考えると、被害にあった方への言葉の選び方すらもとても慎重になります。言葉でいくら着飾っても、見破られてしまうように感じます。自分を飾らず、自分自身そのものを前面に出して、まさに勝負する・・そんな感じなのかもと思っています。そのように考えてゆくと、この仕事はとても泥臭い仕事なのではないだろうかと感じることも多くなりました。支援の場に入る前の研修では、スマートな仕事という印象を持っていましたが、今では日々、自分を試されているようにも感じます。また、被害者の方、弁護士先生など関係する方々とラポールを築くため、いろんな雑学も距離感を縮める手段にもなるとも思うので、日々の生活そのもののすべてのことが勉強であると思うと同時に、以前に学んでいた積極的傾聴の提案者であるロジャーズの３原則を改めて学び直したいと感じている今日この頃です。

最近、感情労働という言葉をよく耳にしますが、犯罪被害者支援の仕事も感情労働であると思います。ストレスとうまく付き合って、先輩方のご指導を仰ぎつつ、一歩ずつゆっくりと犯罪被害者支援という道を進みたいと思います。　K．M

■◆◆ キャンペーン ◆◆■

新型コロナウイルスの第五波が衰えを見せ始めた令和３年10月に、松戸市内の２か所で警察署主催のキャンペーンに参加しました。

令和3年10月3日
松戸東警察署主催防犯キャンペーン
（21世紀の森と広場）

令和3年10月15日
松戸警察署主催振り込め詐欺防止キャンペーン
（JR松戸駅西口）

公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターでは、犯罪被害者に対する支援の輪を広げ、被害者支援活動を充実するために皆様にご協力をお願いしております。(メールマガジン会員募集中)

賛助会費・寄付のご案内

賛助会員に加入して継続的なご協力をお願いしております。(加入口数は自由です。)

賛助会費
- **法　人(団体)　1口　年2万円**
- **個　人　　1口　年2千円**
- **ご寄付　　時期・金額を問いません**

「入会申込書」「寄付申込書」を事務局にお送りください。「申込書」はホームページからダウンロードできますし、事務局に連絡いただければお送りいたします。

「申込書」が事務局に届きましたら、専用の払込用紙をお送りいたしますので必要事項をご記入の上、ゆうちょ銀行・郵便局からお振り込みください。

なお、当センターのホームページ上のWeb決済システムによるクレジットカードでの決済もご利用いただけます。

寄付型自動販売機にご協力いただけるオーナーの皆様を募集しています

被害者支援の自動販売機であることを表示するステッカーを貼付していただきます。

当センターでは、被害者支援活動の一層の充実を図るため、被害者支援寄付金型清涼飲料水自動販売機を設置していただけるオーナーの皆様を募集しています。

寄付のシステムは、清涼飲料水等1本の売り上げ毎に、一部(例えば2円から5円)を寄付していただくものです。

設置の方法は、賛同する旨の連絡を当センターにいただければ、自動販売機のベンダーさん(各メーカー)との相談を一緒にさせていただきます。手続は簡単です。

いただいた寄付金は、犯罪被害者の支援のために有効に活用させていただきます。

当センターは平成23年4月1日に公益社団法人に認可されましたので、会費や寄付金等は所得税法上の特定公益増進法人に対する寄付の優遇措置(所得税法第78条)及び地方税における寄附優遇措置の対象となります。

「募金箱」の設置

広く県民の方々から募金していただけるカウンターや窓口等に「犯罪被害者支援募金箱」の設置をお願いしています。

ホンデリングの申し込み方法について

古本を活用した寄付の仕組みに取り組んでいる(株)バリューブックスが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により現在電話での申し込みを停止していますが、ウェブから申し込みできる「チャリボン」で受付を行っております。ぜひ、ご利用ください。

■ウェブの場合　**当センタートップページ(https://chibacvs.gr.jp/)**
新着情報から

入力画面の「支援先名称」と「個別コード」は表示されているままで結構です。個別コードの『N22』は公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターのコードとなっております。

《編集後記》

昭和の時代、まだ土曜日が半日勤務だったころのことです。職場での囲碁大会に参加したことがありました。下手は下手なりに楽しめて、良き時代だと思っています。今は社会全体にゆとりがなくなっているように感じています。ゆとりがなくなってくると人間関係もギスギスしてきて、些細なことでいさかいが生じてきます。昔がすべてよかったということではありませんが、世の中すこし「あそび」があってもいいかなと思っています。老人の独り言です。　(M.I)

千葉CVSニューズレター　第35号
(2022年3月発行)
発　行：公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター
発行者：大槁　靖史
印刷所：株式会社太陽堂印刷所
事務局：260-0013
千葉市中央区中央3－9－16
大樹生命千葉中央ビル7階
TEL：043－225－5451
ホームページ：https://www.chibacvs.gr.jp